明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第七十四条第一項において準用する第二十一条第三項第三号ハ	（略）	（略）	（略）
第七十四条第一項において準用する第二十三条第二項第一号	抄本。	（略）	（略）
第七十四条第一項において準用する第二十四条	（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項	本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。）	（削る）
	第三十条の九	機構保存本人確認情報	（削る）
第七十四条第一項において準用する第四十一条第二項	年金経理及び業務経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は年金経理により、その他の取引は業務経理	厚生年金基金基本年金経理及び厚生年金基金加算年金経理、共同運用経理、福祉事業経理、継続投資教育事業経理、共済経理、業務経理並びに確定給付企業年金経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理により、平成二十五年改正法附則第四十条第四項第一号ハ及び第二号に規定する事業に関する取引は共同運用経理により、同条第五項に規定する業務に関する取引は福祉事業経理により、同条第八項に規定する資料提供等業務に関する取引は継続投資教育事業経理により、会員及び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引は共済経理により、平成二十五年改正法附則の規定により支給する年金給付及び一時金に関する取引は確定給付企業年金経理により、その他の取引は業務経理	（略）

第七十四条第一項において準用する第二十一条第三項第三号ハ	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（略）	（略）
第七十四条第一項において準用する第二十四条	第三十条の七第三項	本人確認情報	同法第三十条の五第一項
	第三十条の九	機構保存本人確認情報	同条
第七十四条第一項において準用する第四十一条第二項	年金経理及び業務経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は年金経理により、その他の取引は業務経理	厚生年金基金基本年金経理及び厚生年金基金加算年金経理、支払保証経理、福祉事業経理、共済経理、業務経理並びに確定給付企業年金経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理により、平成二十五年改正法附則第四十条第四項第一号及び第二号に規定する事業に関する取引は支払保証経理により、同条第五項に規定する業務に関する取引は福祉事業経理により、会員及び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引は共済経理により、平成二十五年改正法附則の規定により支給する年金給付及び一時金に関する取引は確定給付企業年金経理により、その他の取引は業務経理	（略）